

令和2年度

防災及び防犯計画

大阪府立中津支援学校

防災計画

目的

本計画は、本校職員が災害（火災、風水害、地震、津波等）に対して、児童生徒の安全をはかり、被害を最小限に処することを目的とする。

災害対策組織について

1、災害対策本部の設置

- (1) 校長は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、及び府教育委員会から警備防災についての指示があったときは、災害対策本部（以下「本部」という）を以下のように設置する。
- (2) 本部は、大阪整肢学院と密接な連絡を保つ。本部員は、本部長の命を受けて、状況の把握、教職員の配備、関係機関との連絡、応急対策の実施等に当たる。
- (3) 市町村の避難所指定なし。

災害対策本部について

分担	職名
本部長	校長
副本部長（本部長代理）防火管理者	教頭
副本部長	事務長
本部員	首席・各学部主事・健康安全指導部部長・防災担当係

- ・ 災害の状況を児童生徒に周知させ、全員を掌握する。
- ・ 状況に応じて授業停止、避難誘導の処置を的確に行う。
- ・ 避難させる場合は、避難経路、避難場所、危険物等を的確に把握し指示する。
- ・ 避難に際しては必要に応じ学院、消防署、警察署等の関係機関に連絡し、協力を求める。
- ・ 災害があった場合は、児童生徒の安全確保、授業再開等の応急措置に努めるとともに、災害の状況を速やかに教育委員会に報告する。
- ・ 災害後の授業再開に際しては、伝染病防疫対策、危険物の処理等について、遺漏のないように措置するとともに、必要に応じて、関係機関の指示・協力を求める。

2、教職員の配備体制および配備人員

- (1) 教職員の配備体制および配備人員は、おおむね次のとおりとし、配備区分は府の指示を受けて本部長が指令する。

配備	体制	配備人員	摘要
非常1号配備	通信情報活動を実施する体制	配備員は置かない 0名	ア 府域において震度4を観測したとき（自動配備） イ 災害発生のおそれがある気象予警報等により、通信情報活動の必要があるとき
非常2号配備	災害応急対策を実施する体制	災害対策本部員（上記表メンバー）11名	ア 府域において震度5弱又は震度5強を観測したとき（自動配備） イ 防災・危機管理対策指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき
非常3号配備	府の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制	全員	ア 府域において震度6弱以上の震度を観測したとき（自動配備） イ 防災・危機管理対策指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき

- (2) 教職員は、勤務時間外において事故・災害が発生したとき、若しくは発生する恐れのあることを察知したとき、又は配備体制の指令があったときは、病弱者その他特別の事情のある者を除き、すみやかに学校に参集する。
- (3) 教職員の非常召集の連絡、伝達方法、及び災害対策組織はあらかじめ教職員に周知させる。

3. 災害時の校内 教職員役割分担（各係）

	部署（係）	担当者	役割	備考
防災 3 係	初期消火班	各学部より 1名ずつ	児童生徒を他の教員に預け放送の指示により 各階消火器を持って火元に急行 。消火作業を行う。応援が必要な際は他の教員に応援依頼。火が天井に達して燃え広がっている等消火困難と判断すれば、消火を放棄して集合場所に戻る。自身の安全を優先する。火災が発生しない地震では生徒と共に避難。	不在時は健康安全指導部が代行 又は指示
	経路確認班	各学部より 1名ずつ	児童生徒を他の教員に預け、 避難経路の安全確認 （火、煙、障害物等）、を行う。その結果を 教頭（事務室放送機材前に待機）に報告 。戻り、 学部主事に報告 。児童生徒と共に避難。	不在時は健康安全指導部が代行 又は指示
	最終点検・ 救助班	各学部より 1名ずつ	児童生徒を他の教員に預け、特別教室、トイレ等残留者がいないか確認。救助が必要な事態があれば、応援を呼ぶ等対応。 小は地下、高は屋上も確認。エレベーター内も確認 。児童生徒と共に 最終に避難 （児童生徒がすでに避難している場合は後を追う）一次避難場所に到着次第、教頭（本部）に報告。	不在時は健康安全指導部が代行 又は指示
避難誘導・点呼班	部主事	経路確認班よりの報告を受け、部を先導し、避難する 。グループ代表又は学年主任より点呼を受け、教頭（本部）に報告。 早く揃った部は可能な範囲の教員を他の階の避難応援に向かわせる。	不在時は学年主任が代行 。高学年より順次(3係に該当する場合は係を優先)	
緊急持ち出し班	首席	管理職の指示があるとき、重要書類持ち出しを行う。 (指導要録1, 2, 出席簿など)		
救護班	保健主事 養護教諭	児童生徒と共に避難（早め）、学院救護体制に合流する。		
本部補助	健康安全指導部 防災担当	児童生徒と共に避難（早め）、本部（教頭・校長、事務長）を補佐すると共に学院防災担当と連携。	不在時は健康安全指導部の他の教員が代行	
学校施設、設備 保全班	事務長 事務室	消火資材（消火器、消火栓）等の点検保全 電気配線及び火災報知機の定期点検ならびにその他火気施設の点検		
本部兼務 連絡班	教頭、事務長	災害発生、対応の指示を校内へ緊急通報をする（非常ベル、放送、放送不可の場合の各階への伝達）。 消防署への通報。学院や各係との連絡、記録。		

災害時の臨時休校等について

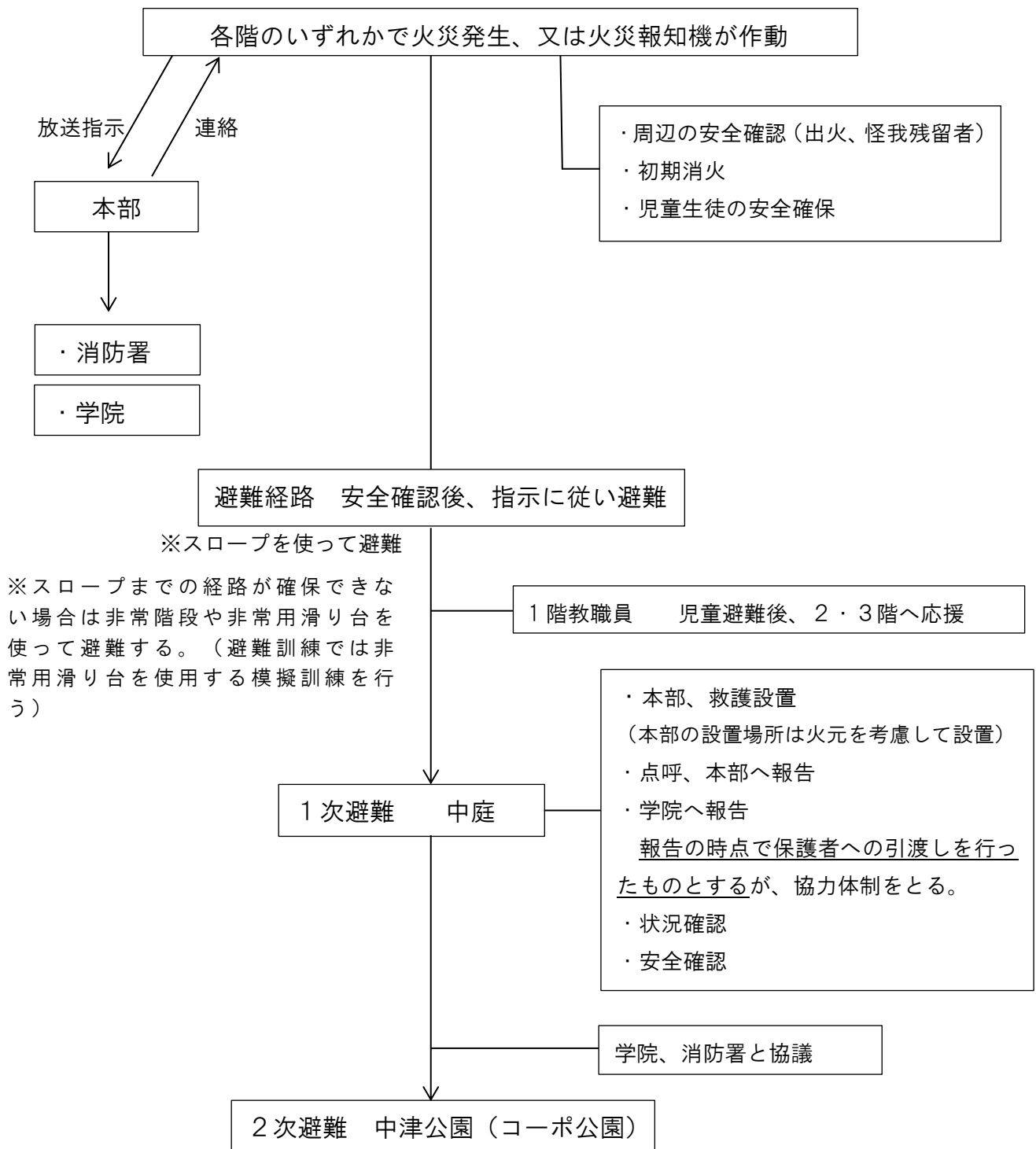
① 台風等で水害の恐れのある場合

台風来襲等が前日予測されるときは、校長は、状況に応じ、児童生徒の下校時に、翌日の登校について適切な指示を与える。学院に対しても、同様の連絡をする。当日、午前7時現在、交通機関のJR、メトロ、阪急が同時に不通となっている場合、出勤可能な教職員は出勤し、学院と協力して児童生徒の指導並びに安全確保につとめる。

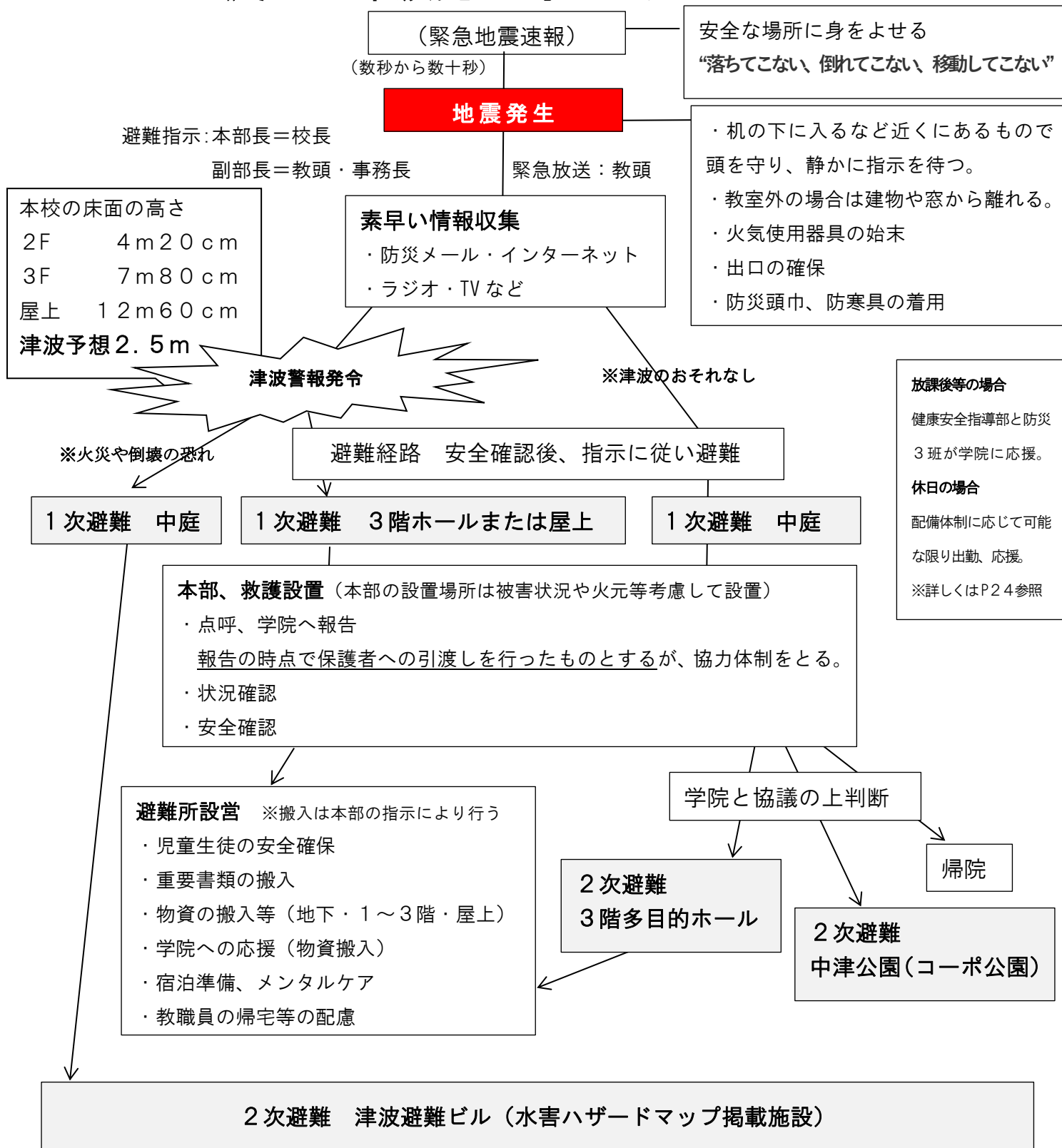
② 地震の場合

災害対策本部を設置し臨時休校等について検討する。交通機関のJR、メトロ、阪急が、午前7時現在同時に不通となっている場合、出勤可能な教職員は、出勤し、学院と協力して児童生徒の指導並びに安全確保につとめる。その他「学院との共同防災・防犯体制について」参照

火災対応マニュアル



地震及び津波発生時の対応マニュアル

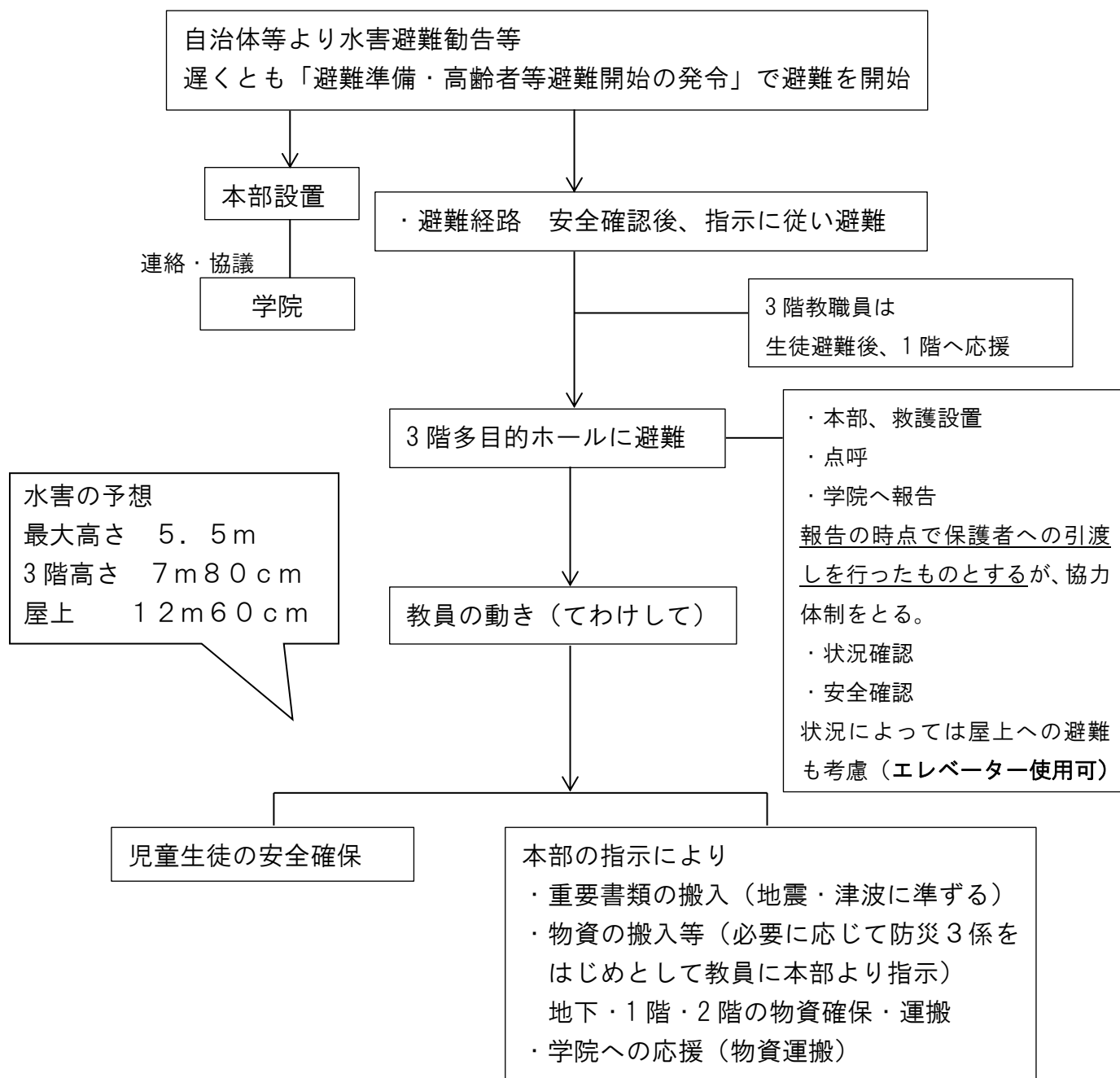


各場面での対応

場面		教職員の指示と行動及び体制等
登下校中		・学校にいる教職員は、校内・整肢学院内の児童生徒の安否を確認する。
授業時間中	ホームルーム教室	・落下物等の危険から、防災頭巾や近くにあるもので頭を守ることや、部屋の真ん中に集まったり、机の下に入ることを指示するとともに、児童生徒の安全確保を行う。 ・心の安定を図る言葉をかけて、児童生徒の掌握に努める。
	特別教室	・周囲の状況が普通教室と異なることが多いので、心理的動揺を小さくするため、避難指示等の言葉は大きく的確にする。 ・火を素早く消す。
	多目的ホール	・窓や壁際から素早く離れさせ、安全なところへ移動する。避難が必要な際には出口に誘導する。 ・多目的ホールから避難した児童生徒を安全な場所に集め、人員を確認する。
	トイレ	・安全を確保し、揺れが収まり次第、教室に戻る。
	エレベーター	・最寄の階で止まる設定になっているので、すぐにエレベーターから降り、その階の部主事の指示で避難をする。
	中庭	・建物、器具類から速やかに離れ、中央部に集合するように的確に指示をする。
校外学習 社会見学		・建物、地理に不案内であるため、心理的動揺をきたしやすいことを踏まえて、集団で行動することを明確に伝達する。 ・最寄の広域避難場所へ誘導する。
修学旅行		・建物、地理に不案内であるため、心理的動揺をきたしやすいことを踏まえ、宿舎の協力を得て、避難の方法について明確に指示するとともに、教職員は児童生徒の安全を確保する。 ・実施計画のときから、防災計画を行う。
大阪整肢学院との連携		・常に連絡を密にし、協力して避難誘導・児童生徒の安全確保に努める。

★避難時には、各教室の救急バッグを持参してください。

水害対応マニュアル



★警戒レベルを用いた防災情報（避難情報）の提供が開始されました。

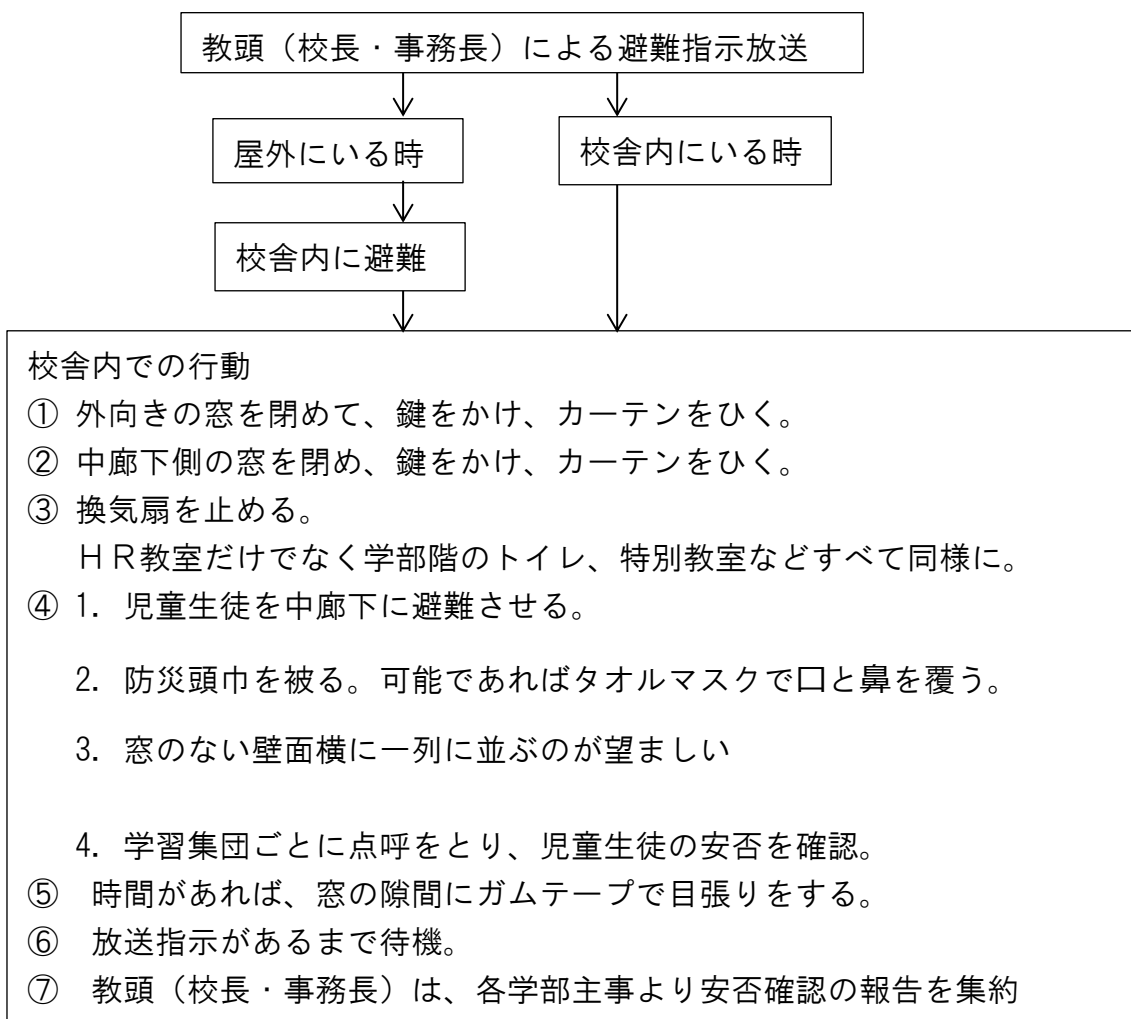
本校は警戒レベル3で
避難を開始します

警戒レベル	避難行動	発表・発令の主体
警戒レベル5	既に災害が発生している状況	市町村
警戒レベル4	安全な場所へ避難	市町村
警戒レベル3	避難に時間を要する人は避難	市町村
警戒レベル2	避難行動の確認	気象庁
警戒レベル1	心構えを高める	気象庁

Jアラート対応マニュアル

爆風・放射線等の危険に対応

(1) 学校内での行動



(2) 学校外での行動

屋外にいる場合⇒ できる限り頑丈な建物や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

建物がない場合⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合>

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する

災害発生時の基本行動

<非常ベルが鳴った時>

教職員は手分けして、児童生徒の安全確保、各階各教室、トイレ等の安全状態確認（出火、残留生徒の有無）を確認し部主事（又は代理）に報告し、部主事は本部（事務室教頭）に連絡する。（校内電話等）

<火災を発見した時>

発見者は速やかに大声で「〇〇火事」と近くの教職員に知らせる。知らせを受けた人が事務室に急報する。又至近の消火器を持って直ちに消火に努める。駆けつけた初期消火班と協力して消火する。

災害種別	児童生徒の基本行動	教師等の基本行動
火災	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての活動をやめ、静かに校内放送を聞く。 ・先生の指示に従う。 ・廊下、トイレにいる場合、その場で先生の指示を待つ。 ・避難の際には、防災頭巾を着用し、ハンカチ等で口を押さえる。 ・「押さない」「走らない」「喋らない」「戻らない」を守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業を中止し、放送を静かに聞くよう指示する。 ・火気使用器具の始末をする。 ・余裕があれば窓を閉める、 ・トイレ、保健室、空き教室等の残留児童生徒の確認。 ・避難経路を指示し、安全に行動させる。 ・授業者は、他教員と協力し、集合場所まで児童生徒を避難誘導する。 ・授業担当以外の教職員は、担当学部の階に急行する。 ・避難後は、授業体制に応じて学年またはグループで人員点呼を行い、決められた経路により異常の有無を本部に報告する。 <p>*避難時エレベーターは使用しない。</p>
地震	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての活動をやめ、静かに校内放送を聞く。 ・あわてて外へ飛び出したりせず、部屋の真ん中に集まったり、机の下に身体を入れたりする。 ・避難の際には、防災頭巾で頭を保護する。 ・先生の指示に従う。 ・「押さない」「走らない」「喋らない」「戻らない」を守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に安全確保を図るように指示し、放送の指示を待つ。 ・火気使用器具の始末をする。 ・出入口、ドア等を開き、出口を確保する。 ・トイレ、保健室、空き教室等の残留児童生徒の確認。 ・避難経路を指示し、安全に行動させる。 ・授業者は、他教員と協力し、集合場所まで児童生徒を避難誘導する。 ・授業担当以外の教職員は、担当学部の階に急行する。 ・避難後は、授業体制に応じて学年またはグループで人員点呼を行い、決められた経路により異常の有無を本部に報告する。 <p>*避難時エレベーターは使用しない。</p>
水害	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての活動をやめ、静かに校内放送を聞く。 ・あわてて外へ飛びださない。 ・先生の指示に従う。 ・「押さない」「走らない」「喋らない」「戻らない」を守る。 <p>*2階の児童生徒はスロープを使用、1階児童生徒はスロープまたはエレベーターを使用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業を中止し、放送を静かに聞くよう指示する。 ・火気使用器具の始末をする。 ・余裕があれば窓を閉める。 ・トイレ、保健室、空き教室等の残留児童生徒の確認。 ・避難経路を指示し、安全に行動させる。 ・授業者は、他教員と協力し、集合場所まで児童生徒を安全に避難誘導する。 ・授業担当以外の教職員は、担当学部の階に急行する。 ・避難後は、授業体制に応じて学年またはグループで人員点呼を行い、決められた経路により異常の有無を本部に報告する。 <p>*避難時エレベーターの使用は可能</p>

*スロープでは原則として、独歩の児童生徒は内側を、車椅子・座位保持椅子の児童生徒は外側を通行する。

避難訓練の実施について

大阪整肢学院と協力して防災・避難訓練を実施し、避難合図、避難経路、避難場所等、避難方法について児童生徒に周知させ、教職員や学院職員の指示にしたがって行動するよう指導する。

種別	想定(最大)	実施日	備考
火災	校内より出火	7月8日(水)	一階中庭に避難後、状況に応じて2次避難。
地震	震度7	10月20日(火)	津波警報あり・3階に避難 ※ 津波避難訓練は隔年実施
津波	2.5mを想定		
水害	5.5mを想定	今年度はなし。(隔年実施)	避難勧告等あれば、3階へ避難。

学校施設・設備の保全について

1、台風来襲等、災害があらかじめ予想される場合

1	窓、出入口の点検、固定等を行う。
2	排水溝の整備、断水、停電に対する措置を行う。
3	火元の始末等、防火管理に留意する。
4	重要書類、重要物品等の管理と措置を適切に行う。

2、火災、地震等、突発的な災害があった場合

1	関係機関に急報する。
2	初期消火につとめ、施設・設備の保全にあたる。
3	重要書類・重要物品等の保安全管理を行う。

3、地震・津波の対策について

1	建物および建物に付加する工作物（スピーカー、照明、建具などの倒壊・落下危険の有無
2	戸棚・ロッカー・昇降口の個人ロッカーなどの転倒危険の有無
3	高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認
4	窓ガラスのひび割れの点検
5	理科室の実験器具、薬品による災害を防止するための措置の適否
6	薬品庫の薬品容器の数の確認と転倒防止措置の適否

4、準備用品の配置について

準備品	内容	保管場所
医薬品、毛布、 ストレッチャー	救護用に医薬品などを確保しておく	保健室
担架、車椅子、台車	避難用移動手段として確保しておく	各階指定場所
ハンドマイク、懐中電灯、 ロープ、ラジオ、おんぶひも、 簡易担架、その他	震災用として確保し、その他の準備品と一緒に保管	

非常時優先業務 BCP

表 府立学校の非常時優先業務と必要職員数

フェーズ	非常時優先業務		必要人数
	災害応急対策業務	優先度の高い通常業務	
フェーズ1 (3時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○初動対応、緊急対策本部の確立 ○教育委員会への一報 ○児童生徒の安否確認 ○教職員の安否確認と参集状況の把握 ○児童生徒及び教職員の避難誘導 ○通信手段の確保 ○負傷者の応急処置 ○医療機関への連絡及び搬送 ○執務スペースの確保 ○施設設備の安全点検 ○開放区域の明示、避難者の誘導等 ○関係機関からの情報収集及び発信 ○市町村、公共機関との連絡・連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪整肢学院との以下の連絡（対面・電話） ・避難先など初動の確認 ・全児童生徒の安否確認 	11
フェーズ2 (24時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒等の生活の場や教員の大阪整肢学院への協力体制等の対応 ○施設の被害状況の把握、教育委員会への報告及び二次災害防止対策の実施 ○衛生環境の整備 ○備蓄物資の配付等 ○保管している薬、衛生グッズの管理等 ○大阪整肢学院に協力して、児童生徒に対する食糧、薬剤、衛生品、<u>医ケア対象児童生徒の医ケア物品</u>等の準備（障がいのある児童生徒への対応） ○非常電源の確保 ○児童生徒及び教職員の宿泊対策（暖房器具、投光器、仮設トイレ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪整肢学院に協力して、児童生徒の健康管理・衛生管理 ○公文書の管理 	40
フェーズ3 (72時間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○学習環境（教室等）の整備 ○備蓄食糧の消費計画作成 ○児童生徒の健康管理 ○衛生環境の管理 ○学校再開のめど等を大阪整肢学院へ連絡 ○ボランティア等の受け入れ ○教育活動再開に向けた教育委員会との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪整肢学院に協力して、児童生徒の健康管理・衛生管理 ○学習活動正常化へ向けた受け入れ態勢の整備 	60
フェーズ4 (1週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校活動再開（もしくは一部再開） ○児童生徒及び教職員の精神衛生管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の教育活動の再開に向けた環境整備 	62

	<ul style="list-style-type: none"> ○必要物資の受け入れ ○他機関との連携 ○被害箇所の復旧 ○教育委員会へ外部人材等の派遣要請（臨床心理士等） 		
フェーズ5 (2週間まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災施設の応急復旧（本格的な復旧作業の前段階）開始 ○教育活動の全面的再開に向けた教育委員会との連携 	○生徒の進路に関する調整	65
フェーズ6 (1か月まで)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災施設の改修（軽微な改修） ○児童生徒及び教職員の精神衛生管理の継続 ○学校の再開 		67

職員の確保【執務時間外の発災】							
○ フェーズごとの職員数（必要・参集可能、応援・受援）【執務時間外の発災】							
【想定：震度6弱以上の地震】							
学校名	職員数	フェーズ					
		フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5	フェーズ6
大阪府立中津支援学校	必要	11	40	60	62	65	67
	参集可能	14	48	58	64	66	67
	応援	3	8		2	1	
	受援			2			
【職員数過不足状況】							
○不足：フェーズ3で2名不足する。優先順位の高い業務から対応し、1週間後に到着する教員を待つ。							
【確保対策】							
○ 災害発生から発災後3時間までに必要な職員数の確保のため、職員は公共交通機関が停止している場合は、可能な限り自転車によって勤務場所に参集する。							
○ 校長、教頭、事務長は、非常時優先業務の優先度や職員等の不足状況を踏まえて、学校内で教職員の配置の見直しを行い、それでも不足を補えない場合、教育委員会事務局保健体育課へ応援を求める。							
○ 発災後数日間は交代要員の確保が容易ではないと想定されるため、長時間勤務に備えて可能な範囲で休憩等を取る。							